

「返戻金制度に関する事項」

1. 当社の紹介により就職した者が、自己の意思により又は就業規則違反等の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を返金するものとする。
 - ① 1ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額
 - ② 2ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額
 - ③ 3ヶ月未満で退職した場合 15%に相当する額
2. 当社の紹介により就職した者が、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

J P インターナショナル株式会社

有料職業紹介事業許可番号：26-ユ-300398